

平成

二十五年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第六号)

平成二十五年十二月二十日(金曜日)

議事日程(第八号)

平成二十五年十二月二十日 午前十時開議

第一 議第五十三号 五條市行政組織条例の一部改正について

議第五十四号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

議第五十五号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

議第六十四号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について

議第六十五号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について

議第六十六号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について

議第七十号 平成二十五年年度一般会計補正予算(第四号)議定について

第二 議第五十六号 五條市子ども医療費助成条例の一部改正について

議第五十八号 五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正について

議第五十九号 五條市下水道条例及び五條市簡易水道給水条例の一部改正について

議第六十一号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について

議第六十二号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について

議第六十三号 町の区域及びその名称の変更について

議第六十七号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について

- 議第七十一号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第七十二号 平成二十五年五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第七十三号 平成二十五年五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 同第 十一号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第四 推第 五号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第五 同第 十二号 五條市監査委員の選任について
- 第六 同第 十三号 五條市副市長の選任について
- 第七 発議第十三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第八 発議第十四号 過疎対策の積極的推進を求める意見書について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
		佳		康	雅	清	全
実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長  
教育長  
理事  
市長公室長  
総務部長  
危機管理監  
すこやか市民部長  
あんしん福祉部長  
産業環境部長  
都市整備部長  
西吉野支所長  
大塔支所長  
教育部長  
水道局長

太田好紀  
堀内伸博  
青山智博  
榎内成彦  
竹田和彦  
櫻井敬三  
山本邦美  
谷口幸雄  
辻信彦  
新井健夫  
森本浩行  
森本敏弘  
町口正治  
中永充

九番 山 耕 司  
十番 吉 雅 範  
十一番 益 田 博  
十二番 大 谷 龍 雄

事務局職員出席者

消防長	中 仁 克
会計管理者	上 孝 男
市長公室次長	河 村 康 友
秘書課長	竹 本 勝 治
財政課長	和 田 剛 明

事務局長	乾 旬
事務局次長	久 保 雅 彦
事務局係長	笹 谷 豊
事務局主任	片 山 仁 美
速記者	柳 瀬 五 美

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る十三日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第五十三号から議第五十五号及び議第六十四号から議第六十六号並びに議第七十号の七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田雅範委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田雅範登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田雅範） 皆さんおはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第五十三号から議第五十五号及び議第六十四号から議第六十六号並びに議第七十号の七議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十三日の本会議において当委員会に付託され、十六日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十三号、五條市行政組織条例の一部改正につきましては、部の再編として、新しく危機統括室を創設するもので、課の再編として、市長公室のふるさと創造課を廃止し、市長公室に企画政策課を、総務部に地域政策課及び管財課を新設し、都市整備部の都市計画課を廃止し、まちづくり推進課及び公園緑地課を新設する。また、室の再編として、西吉野支所の地域振興課内に簡易水道室を、教育総務課内に学校適正化推進室を新設し、分掌事務については、市長公室の「統計調査に関する事務」「市民相談に関する事務」及び「自治振興に関する事務」を総務部に移管し、総務部に市長公室から移管された事務のほか公有財産の管理・総合企画に関する事務を追加し、「危機統括室」については、「危機管理及び防災に関する事務」「消防に関する事務」「生活安全に関する事務」とするため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、都市計画課及びふるさと創造課を分離することについてただしたのに対し、「都市計画課については、大学と連携を図るとともに、数多く点在する公園の管理・活用を更に推進するため、まちづくり推進課と公園緑地課に分離するもので、ふるさと創造課については、現在六つの係と選挙管理委員会事務局を所管しており事務が広範囲にわたっていることから市民サービスの低下にならないよう企画政策課と地域政策課に分離したものである。」との答弁があり、委員から、企画政策課、地域政策課、管財課の具体的な仕事内容についてただしたのに対し、「企画政策課は、公共交通、総合計画及び新庁舎建設への対応、地域政策課は、自治振興、広報公聴、番号制度、統計に対応、管財課は、市有財産を総合的に企画・管理・活用することに対応するものである。」との答弁がありました。また、委員から、課の増加に伴う人員増と西吉野支所に設置する地域振興課簡易水道室の人員についてただしたのに対し、「職員数は全体には減少する中で運営していく。また、西吉野支所地域振興課簡易水道室の人員は現在の水道局にある簡易水道係をそのまま移動す

る。」との答弁がありました。さらに委員から、学校適正化推進室長の待遇についてただしたのに対し、「課長補佐である。」との答弁がありました。委員から、新しい行政機構による経費削減効果等についてただしたのに対し、「再雇用のような形での採用や新規採用職員の効率的な配置により経費削減に努める。」との答弁がありました。最後に委員から、課長級以上の退職者が多い中で課を増やすことになるので、しっかりと行政運営と行政改革に逆行しないような体制づくりを進めてもらいたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法等の一部改正により、国家公務員について、早期退職募集制度の導入及び定年前早期退職特例措置の拡充が行われたことを踏まえ、これに準じて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、具体的な改正内容についてただしたのに対し、「早期退職者の年齢の枠が五十歳から五十九歳であるものを四十五歳からに広げ、定年と退職年齢との差一年当たりの給料月額割増率を二パーセントから三パーセントに引き上げ、最高で四五パーセントの加算になる。」との答弁がありましたが、委員から、五條市単独の改正であるのかただしたのに対し、「全国的な改正である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十五号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、消防広域化に伴い、大塔支所と一体となっている五條市消防署大塔分署を奈良県広域消防組合に無償貸与するため、当該行政財産を普通財産の規定に準じ、無償貸付けができる旨の規定を追加するため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、光熱水費等の負担についてただしたのに対し、「平成三十三年までは自賄い方式となっており五條市で負担する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十四号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定につきましましては、指定管理者の公募に対し指定管理者の指定の申請があり、本年十月二十四日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、特定非営利活動法人うちの館を平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、応募者及び採点基準と採点結果、また利用者数等についてただしたのに対し、「この一業者のみの応募で、審査基準は一、博物館の運営が住民の平等な利用を確保するもの、二、博物館の効用を最大限に発揮するとともにその管理・経費の縮減を図られるもの、三、博物館の管理を安定して行う物

的能力及び人的能力を有しているものであり、採点結果は百点満点に換算して八十一・六点である。利用者数は、平成二十三年度六千九十一人、平成二十四年度六千四百四人、平成二十五年は十一月末現在で四千六百三十八人で前年度同時期は四千二百八十六人である。収支決算は、平成二十三年度は六十四万円、平成二十四年度は四十万六千円の黒字である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十五号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定に非公募による申請があり、本年十月二十四日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会を平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、非公募の理由についていただいたのに対し、「五條市新指定管理者制度に関する基本方針に定められている中で、施設の性格・機能・経緯等を考慮し非公募による選定が可能とされている。当該団体は、地域での取組等に対応しており、最善であると判断したためである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十六号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定に非公募による申請があり、本年十月二十四日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、特定非営利活動法人大和社中を平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設の規模が同じような五條市立民俗資料館に係る指定管理料との金額の差異についていただいたのに対し、「開館時間の違いによるものである。」との答弁がありました。また委員から、利用者数及び直営時の経費と指定管理料の金額の差異についていただいたのに対し、「直営であった平成二十二年度は三千三百七十五人、指定管理が始まった平成二十三年度は一万百十八人、平成二十四年度は一万二千八百十六人、平成二十五年は十一月末で一万二百二十四人である。また直営時の平成二十二年度は百五十一万五千円、平成二十三年度の指定管理料は百七十三万七千円で二十二万二千円の増額である。」との答弁がありましたが、委員から、金額が増えた以上に利用者が増えているのは指定管理者の尽力であり、指定管理料を引き上げても利用者が増えるのであれば、もっと活用し活性化につなげてもらいたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十号 平成二十五年五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正で、予算総額に歳入歳出それぞれ三億九千三百六十二万八千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ百九十七億六百五十万五千円と

するもので、歳出予算については、電子計算費二百八十八万五千円、斎場費二百五十九万円、水道事業繰出金一千四百二十五万五千円、し尿処理費百七十五万円、林業振興費一千百万円、鳥獣対策費三千八百九十三万三千円、林道整備費二百七十万円、治山事業費五百万円、下水道事業特別会計繰出金一千六百六十万円、常備消防費六百四十二万九千円、災害対策費五百二十八万円、中学校管理費百一十萬円、中央公民館費四十七万円、地区公民館費百三十一万六千円、学校給食センター費七十四万円、林業施設災害復旧費三千八百三十万円、農地災害復旧費五千六十五万円、農業用施設災害復旧費二千七百五十万円、道路橋梁災害復旧費一億四千五百五十万円、河川災害復旧費二千四百万円の増額に対し、その財源として分担金及び負担金三千六百六十四万四千円、国庫支出金一億二千四百万円、県支出金九千二百四十五万三千円、繰越金五千四百五十一万五千円、市債八千六百万円をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図ったもので、債務負担行為の補正については、(仮称)五條総合体育館建設事業の限度額を十五億円から二十億円に変更するもので、地方債の補正については、追加及び変更するものであると当局から説明がありました。委員から、鳥獣対策費の食肉処理加工施設の建設について、地元下流域の住民への説明が遅く協力体制がとれていないことについていただきました。鳥獣対策の処理施設の補助金については、三年前から要望し、今年の六月二十一日に国から内示をいただいたもので、本年十月に大平地区自治会の方に打診したところ地域の活性化につながるであろうとのことで同意をいただき、土地の所有者である阪合部山林自治会等の了承を得たのが十一月であり、その後下流域の火打町、表野町、大津町の三自治会に対する説明会を行い、処理水の処理方法等について説明を行った。その中で地元の方に先進地である日高川町の施設の視察をしていただくことになっている。」との答弁がありました。また委員から、一箇所に集めて解体処理することで、ウイルス性の病原菌の発生や風評被害を懸念されている方や、下流域で飲み水に井戸水を使用している方も多く、心配されている。先進地視察の後に地元の方向性を示す意向があることに對する市の考えについて、前向きに対応し、たのに対し、「地元の御理解は当然必要であり、協力を得られるよう進めてまいりたい。懸念されていることについては、前向きに対応し、皆さんの心配を払拭するよう努力をしたい。」との答弁がありました。委員から、先進地視察についていただきましたのに対し、「十二月十四日の三自治会に対する説明会で先進地視察の要望があり、来年一月十日に計画している。」との答弁がありました。委員から、議会への事前説明も不足しているとの意見がありました。

午前十一時三十三分に意見調整のため休憩し、午後一時三十八分に審査を再開しました。

休憩前に引き続き平成二十五年度五條市一般会計補正予算(第四号)について審査を行い、委員から、鳥獣対策費の食肉処理加工施設における処理方法と汚水等の処分方法についていただきましたのに対し、「まず捕獲した場所で血を抜き、その血は固めて焼却し、処理場が出る若干の

血はタオルで拭き取り熱消毒を行う。解体時に出る油分はオイルトラップを設置し、水に浮いた油分を採取し焼却する。また処理水は一日二〇立方メートルの処理能力のある合併処理浄化槽で処理し、塩素消毒を行い法定水質基準内の水質で放流するものである。」との答弁がありました。委員から、地元から合併処理浄化槽の排水も放流しないよう要望がある場合の対応について「検討しなければならぬ。」との答弁がありましたが、委員から、その対応について「要望があり必要性があれば対応しなければならぬ。」との答弁がありました。

次に、消防費の災害対策費について、委員から、消耗品費追加に対する財源について「県から五五パーセントの補助がある。」との答弁がありました。

また、債務負担行為の補正で（仮称）五條総合体育館建設事業の事業費について「消費税率の変更により七千五百万円、建設コストの高騰により一億八千万円、空調及び換気設備の効率化、安全対策、照明及びくい工事等の地質調査による変更により二億三千万円の増額となり、体育館建設工事等で十九億八千万円、監理業務委託で二千万円の合計二十億円である。」との答弁がありましたが、委員から、変更が必要になった時期について「当初八月末から九月初めに概算要求をし、十月一日頃に消費税率の変更が判明したことや、十月二十日にボーリング調査の結果が出たことにより変更の必要が生じた。」との答弁がありました。

また、委員から、一般的に電気代の高騰による補正予算の計上があるが、経費削減のため関西電力株式会社以外の電力会社からの購入も検討するよう意見がありました。

午後一時五十分質疑が終了し、食肉処理加工施設建設予定地の現地視察を行い、午後三時二十八分に審査を再開しました。

再開後、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第四号）から鳥獣対策費の全額を削除する修正案が福塚委員から提出され、処理水を排水する河川下流域の住民から、処理水の対策及び風評被害に対する不安の声もあることから、地元住民の不安を払拭するなど、御理解を得たのち予算化すべきであり、今回の補正予算への計上は時期尚早であるとの趣旨説明があり、本修正案を起立による採決の結果、賛成多数により、修正案のとおり修正すべきものと決定し、その後、修正した部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十三日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。  
これより本案を議案ごとに採決いたします。

○議長（益田吉博）初めに議第五十三号、五條市行政組織条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第五十四号、職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第五十五号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に議第六十四号、市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に議第六十五号、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に議第六十六号、五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第七十号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第四号）議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は修正であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり、修正とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よつて本案は委員長の報告のとおり修正議決されました。

○議長（益田吉博）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）この際、お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

○議長（益田吉博）次に日程第二、議第五十六号、議第五十八号、議第五十九号及び議第六十一号から議第六十三号、議第六十七号並びに議第七十一号から議第七十三号の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会大谷龍雄委員長。

〔厚生建設常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第五十六号、議第五十八号、議第五十九号及び議第六十一号から議第六十三号並びに議第六十七号及び議第七十一号から議第七十三号の十議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十三日の本会議において当委員会に付託され、十七日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十六号 五條市子ども医療費助成条例の一部改正につきましては、平成二十六年四月一日施行予定で奈良県の乳幼児医療制度が見直されることとなり、子供の医療費助成の範囲が入院医療費のみ小学生と中学生が助成対象に加わることに伴い、子ども医療費助成条例についても同様の改正を行い、それに加えて市独自の施策として小学生の通院医療費についても助成の対象に加えるため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、小学生の通院及び中学生の入院の対象人数についてただしたのに対し、「小学生の通院は一千三百八十八人、受診件数は一万四千三百八十九件を想定している。また、中学生の入院は九百十二人、受診件数は二十件を想定している。」との答弁がありました。委員から、中学生の通院医療費助成の無料化の見直しについてただしたのに対し、「県の医療費助成制度の拡充を強く要望するとともに、県内市町村と整合性を図り、財政事情を勘案しながら検討してまいりたい。」との答弁がありました。また委員から、高額医療費の助成についてただしたのに対し、「八万百円を超える分は申請により返還される。」との答弁がありました。また委員から、他府県での診療における窓口払い金の返還に要する日数についてただしたのに対し、「約三箇月である。」との答弁がありました。また委員から、中学三年生が三月三十一日を越えて入院をした場合の助成についてただしたのに対し、「三月三十一日を越えた部分は助成がない。」との答弁がありました。

次に、議第五十八号 五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正につきましては、現在、五條市滞在体験型観光施設（通称やなせ屋）の管理は、条例により指定管理者が行うとされているが、不測の事態により指定管理者による管理等が不可能な場合などに、市が直営で管理できるように条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今の条例改正に至った経緯についてただした

のに対し、「指定管理者制度を導入している施設の中で、この施設以外は平成二十三年三月定例会で今回と同様の改正をしているが、この施設の指定管理のための条例施行日が平成二十三年十一月であったことから今回条例の一部を改正するものである。」との答弁がありました。また委員から、市が直営する場合の職員への研修等についてただしたのに対し、「現在はしていないが、接客技術がある職員の情報を収集しておく必要がある。」との答弁がありました。また委員から、指定管理者が行う使用料の減免等についてただしたのに対し、「減免等することは可能であり、対象については、例えば行政視察等配慮すべき団体等からの申請に対し協議して判断してまいりたい。」との答弁がありました。また委員から、直営する場合の考え方についてただしたのに対し、「接客のノウハウを持っている職員や臨時職員等を活用していかなければならない。」との答弁がありました。また委員から、宿泊以外の利用についてただしたのに対し、「サークル活動の集会や新町を訪れた人の休憩等の運用をしている。」との答弁がありました。

次に、議第五十九号 五條市下水道条例及び五條市簡易水道給水条例の一部改正につきましては、消費税率が改定されることに伴い、条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、排水量の計測方法についてただしたのに対し、「上水道の使用水量を使用し、井戸については井戸にメーターを設置し、別に検針している。」との答弁がありました。また委員から、特定排水の加算料の対象施設についてただしたのに対し、「本市に該当施設はない。」との答弁がありました。

次に、議第六十一号 五條市上水道事業給水条例の一部改正につきましては、本市への企業立地の促進を図るために、料金区分の「工場用」の定義について、都市計画法にいう工業地域のうち「工場用」として管理者に届け出たものを追加すること及び消費税率が改定されることに伴い条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、北宇智工業団地の工場への適用についてただしたのに対し、「現在は適用外であるが、改正後は届出があれば適用される。」との答弁がありました。また委員から、一般家庭の料金等についてただしたのに対し、「水道料金は現在一〇立方メートルまでが消費税抜きで一千二百四十円、それ以上二〇立方メートルまでが一立方メートル当たり百五十五円加算され、五〇立方メートルを超えると一立方メートル当たり二百三十五円加算されるなど累進的に上がる料金体系である。また、営利を目的として宅地造成や建物を建てる場合に一平方メートル当たり五百二十五円の施設負担金をいただいている。」との答弁がありました。委員から、一般家庭と工場用との料金体系についてただしたのに対し、「一般家庭は一〇立方メートルを超え二〇立方メートルまでが消費税抜きで一立方メートル当たり百五十五円、五〇立方メートルまでが百九十円、一〇〇立方メートルまでが二百三十五円、一〇〇立方メートルを超えるものは二百七十円と累進的に上がっていく。工場用は一立方メートルにつき百九十円という単価設定であ

る。」との答弁がありました。

次に、議第六十二号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきましては、水道未普及地域解消事業の実施に伴い給水区域を拡張し、西吉野町茄子原、西吉野町本谷を給水区域に加えるため、条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から水道未普及地域の現状についてただしたのに対し、「西吉野地域と大塔地域の合計で二十二大字、百六十八戸、四百四十二人である。」との答弁がありました。また委員から、簡易水道施設の管理運営及び水質管理についてただしたのに対し、「簡易水道施設は二十五施設あるが、九施設が直営でそれ以外は地元簡易水道組合に委託している。また、水質管理は市で行っている。」との答弁がありました。また委員から、未普及世帯への今後の普及等についてただしたのに対し、「国・県と調整を図り計画的に事業を進めていく。また五箇年計画を作り未普及世帯を減らしている状況であるが全世帯に普及する時期は未定である。」との答弁がありました。

次に、議第六十三号 町の区域及びその名称の変更につきましては、間もなく事業の完了予定となる南大和田園都市・牧野A南(二)地区・土地区画整理事業の施行区域である、現在の木ノ原町九筆、釜窪町十八筆及び畑田町二十五筆の計五十二筆、面積約三六・四ヘクタールを新たに「なつみ台一丁目、三丁目及び四丁目」とするため変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、名称変更の理由と目的及び大和ハウス工業株式会社の用地内の地域になるのかただしたのに対し、「土地区画整理事業の換地処分に併せ、土地の維持管理や住所の表示等利便性向上のため変更するもので、大和ハウス工業株式会社の土地区画整理事業区域内である。」との答弁がありました。また委員から、変更区域内の居住者及び地権者についてただしたのに対し、「居住者はいない。また、地権者は大和ハウス工業株式会社及び個人である。」との答弁がありました。また委員から、学校の通学・就学の区域についてただしたのに対し、「名称変更だけであるため通学・就学区域は変わらない。」との答弁がありました。

次に、議第六十七号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきましては、本年十一月七日に五條市指定管理者選定委員会で選定された、株式会社あすもを平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者の使用料についてただしたのに対し、「月額五万円を年二回に分けて納めてもらっている。」との答弁がありました。委員から、修繕等の費用負担についてただしたのに対し、「日常の維持管理の範囲内は指定管理者で、大規模な場合等は指定管理者と協議をすることになる。」との答弁がありました。委員から、宿泊料金等についてただしたのに対し、「蔵は、平日二名利用で二万四千元、土・祝祭日前日は二万六千元、離れは、平日二名利用で三万円、土・祝祭日前日は三万四千元で指定管

理者が運用しており、共に素泊まりの料金であり、食事は向かいのレストランを活用してもらおう。」との答弁がありました。

次に、議第七十一号 平成二十五年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千三百十四万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ六億四百五十四万円とするもので、歳出の業務費のうち二百四十三万円は、電気料金の値上げによる光熱水費の追加及び台風十八号の被害を受けた西吉野町の簡易水道施設の修繕料であり、負担金補助及び交付金一千七十一万円は、台風十八号の被害を受けた西吉野町及び大塔町の地元簡易水道組合が管理している簡易水道施設の修繕費用に対する補助金で、繰入金一千四百二十万五千円、繰越金百七十一万五千円をそれぞれ追加し、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、水道組合補助金追加に対する国・県の補助金の有無についてただしたのに対し、「災害に起因するものであるが、事業内容が砂の入替えやパイプの破損修理等であるため災害復旧事業の対象とならない。」との答弁がありました。

次に、議第七十二号 平成二十五年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ八百六十万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ十一億三千四十万円とするもので、歳出につきましては、下水道総務費の公課費九百四十五万八千円の増額及び負担金補助及び交付金八十五万八千円の減額であり、歳入につきましては、使用料八百万円の減額及び一般会計繰入金一千六百六十万円の追加で、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、消費税及び地方消費税追加の内容についてただしたのに対し、「下水道事業は消費税課税対象の事業であり、九月に消費税の確定申告をした結果、不足が生じたものである。」との答弁がありました。委員から、下水道の利用が多かったことが要因であるのかただしたのに対し、「当初予定していた国の交付決定金額が少なかったこと及び翌年度への繰越事業が多く控除額が少なかったことが要因である。」との答弁がありました。

次に、議第七十三号 平成二十五年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、収益的収入及び支出の補正で、収益的支出の水道事業費用九百八十三万円の追加であり、浄水場・取水場及びポンプ施設等の動力に用いている電気料金の値上げによるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、北宇智工業団地へ給水しているが、水道圧が低くスプリンクラーが回らないと聞いており、五條市への企業誘致のためにも、水道水の安定供給に努力してもらいたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの厚生建設常任委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、同第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第十一号、五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第十一号、五條市公平委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

五條市公平委員会委員の選任につきましては、辻内さえ子委員の任期が、平成二十六年三月三十一日をもって満了するため、地方公務員法第九条第二項の規定により議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

辻内氏は現在公平委員会の委員として、御活躍をいただいているところであります。さらに人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率

的な事務に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する人であります。

議員各位には何とぞ御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博）次に日程第四、推第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）推第五号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第五号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち馬場禧子氏の任期が、平成二十六年三月三十一日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、人権擁護委

員法第六条第三項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、中村敏郎氏の選任をお願いいたしたく存じます。

中村氏は、人格、識見共に高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護委員として適任者であることと考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博）次に日程第五、去る十二日に提出されました同第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第十二号、五條市監査委員の選任について。

○議長（益田吉博）地方自治法第一百七十七条の規定により、福塚 実議員の退席を求めます。

〔福塚 実議員退場〕

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第十二号、五條市監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第九十五条の規定による監査委員のうち、議員のうちから選任をいたしておりました池上輝雄委員の任期が本年十一月三十日をもって満了したため、その後任の監査委員の同意を求めるものであります。

池上議員には在任中、鋭意五條市の在り方について、また合理的、効率的な監査に御尽力を賜りましたことに厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて、後任といたしましては、議会から御推薦いただきました福塚 実議員にお願いするものであります。同議員は人格が高潔で、財務管理、事務事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する方であります。

議員各位には、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

福塚 実議員の着席を許します。

〔福塚 実議員入場〕

○議長（益田吉博）次に日程第六、去る十二日に提出されました同第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第十三号、五條市副市長の選任について。

（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）動議を提出いたします。この際、意見調整のため暫時休憩されることを望みます。（「賛成」の声あり）

○議長（益田吉博）ただいま山口耕司議員から、暫時休憩されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議をただちに議題として、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩されたいとの動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前十一時五分休憩に入る

午後四時零分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）日程第六、同第十三号を議題といたします。

本案につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。  
提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第十三号、五條市副市長の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。  
五條市副市長の選任につきましては、丸谷昭典副市長が平成二十五年三月三十一日をもって辞職したため、地方自治法第百六条第二項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

お手元の名簿のとおり榎内成吉氏の選任をお願いいたしたく存じます。

榎内氏は現在市長公室長として主に人事関係、行政改革や地域公共交通の整備等の長として事業の推進に取り組んでおられます。人格が高潔で、地方自治に精通しており、行政経験約三十五年の経験を生かして、これからの五條市のまちづくりのため、本市の副市長として適任者であり、市政の発展のため全力で活動いただけるものと考えております。

議員各位には何とぞ御理解いただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。（「十番」の声あり）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）態度保留で退席させていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）誠に申し訳ないですが、短期間での判断に決めあぐねておりますので、申し訳ございません。態度保留で退席させていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 同じくでございますけれども、私といたしましては、今の時点で判断しかねております。よって態度保留とさせていただきます。「五番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 私も同様、態度を決めかねておりますので、退席させていただきます。「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 私も今の時点での整合性に少し疑問がございますので、態度保留として退席させていただきます。

○議長（益田吉博） なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立全員であります。

よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博） この際、ただいま副市長に選任同意されました樫内市長公室長から御挨拶を受けることといたします。樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉） ただいま議員各位の御賛同を得まして副市長という大任を仰せつかることとなりました。

もとより私自身浅学非才であり、まだまだ未熟者ではありますが、御同意をいただきましたことに対し心よりお礼を申し上げます。

副市長という職責に対しまして、大変重たい、身が引き締まる思いと同時に、また一抹の不安もございます。しかしながら御同意をいただきました上は、三十五年余りの行政経験を基に、市民のために誠心誠意丁寧に職務を遂行してまいりたいという覚悟でおります。

今後、市長から選任の辞令をいただくこととなりますが、その後はどうか議員の皆様方の温かい御指導とお力強い御支援をいただくことを節をお願いを申し上げます、簡単ではございますが、お礼並びに御挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお礼を申し上げます。（拍手）

○議長（益田吉博）次に日程第七、発議第十三号を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、発議第十三号につきまして、議会運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十二月十三日の本議会において当委員会に付託され、十八日、午前九時から開会いたしました委員会において審査を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

発議第十三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、本市の厳しい財政事情から、議員報酬の月額を平成二十六年一月一日から二〇パーセント減額しようとするものであります。

委員からは、議案の趣旨に全て反対するものではなく議員報酬の額そのものについて議論の余地はあるとしても、本年九月定例会において本市の財政状況及び社会経済情勢に鑑み、議員自らの提案により議員定数を十五人から十二人に改正していることで議員全体の人件費については約二千万円削減されており、平成二十二年においても議員提案により約一〇パーセントの削減をしていること、また奈良県下十二市で最大の面積を有しながら、議員定数十二人という最少人数で議員の職責を果たすことを考慮すれば議員の報酬削減だけにとらわれることがいいのか、さらに、慎重審査をする時間的余裕もないことから今回の提案は余りに拙速すぎるのではないかという意見が出されました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、起立採決の結果、全員一致で否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ただいま上程されております議案につきましては、退席をさせていただきます。採決に当たりましては棄権をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

理由を申し上げます。

御存じのように、市議会議員の責任は本会議へ提出されました議案の審議と議決責任、同時に市民の切実な要望の解決の質問等、大変重要な責任があるわけでありすけれども、それだけにこの議員の責任を果たそうとすれば、やはり現在におきましては、市議会議員の生活、活動できる最少必要限の議員報酬というものが必要になるのではないかと思えます。しかし同時に税金でございしますから、節約をいかにしていくかというこの観点も重要でありますので、議案の趣旨には理解をさせていただきますけれども、減額の幅、施行日等々から見ますと、市議会議員十二人全員で最低一度は協議できるような議案の提出の仕方が必要でなかったかなというふうには判断します。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、退席をさせていただきます。採決に当たりましては棄権をさせていただきます。採決に当たりますので、どうかよろしく取り計らいのほどを議長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立少数であります。

よって本件は否決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第八、発議第十四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十四号、過疎対策の積極的推進を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年十二月二十日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 五條市議会議員 吉田雅範

〃 岩本孝

〃 平岡清司

○議長(益田吉博) 提案の趣旨説明を求めます。(「九番」の声あり) 九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番(山口耕司) 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十四号、過疎対策の積極的推進を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

過疎対策の積極的推進を求める意見書(案)

過疎地域は、我が国の国土の半分を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたものです。

少子・高齢化が急速に進んでいる今日、過疎地域では、多くの集落が消滅の危機にひんするなど、極めて深刻な状況に直面しています。

しかし、過疎地域が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的・公益的機能の維持と、ひいては都市をも含めた国民全体の生活の向上につながることを認識し、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であると考えます。

よって、国におかれては、以下の項目について強く推進することを求めます。

記

- 一 地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の必要額を確保し、道路・橋りょうの維持補修などに過疎対策事業債を適用する対象事業の拡大を図ること。
- 二 医療や雇用の確保、交通や教育環境の整備等を広域的な事業による対応を含めて積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること。
- 三 過疎地域においても高度情報通信等社会の恩恵を享受できるように高度情報通信基盤の整備を図るとともに、過疎地域の活性化や中心都市との交流の促進を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。
- 四 森林の管理、農地の利用、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること。
- 五 集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年十二月二十日

#### 五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出

一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（益田吉博）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十四日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたし

たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

○議長（益田吉博）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

またこのたびは、議員各位の温かい御支援によりまして議長に御推挙賜りました。もとより微力ではございますが、市政の発展と議会の円滑な運営に最善を尽くす所存でございますので、理事者側各位並びに議員各位には何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、時節柄、健康には十分御自愛いただき、御家族そろってよい年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます、閉会の挨拶いたします。ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十五年第四回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともお忙しい中、慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出いたしました議案の一部を除き原案のとおり可決をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

また、副市長を始め五條市公平委員会委員、人権擁護委員、監査委員の選任同意を得まして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、市政のために誠に御同慶にたえないところであります。

これからの市政運営につきましても、本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を十分に踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも本市発展のため御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会は市議会議員選挙後初めての定例会ということで、正副議長の選出を始め委員会構成など決定いただく事項がたくさんあり、冒頭に臨時議長をお務めいただきました大谷議員には大変御苦勞をお掛けいたしました。

また、早々に益田議長を中心とした市議会の新体制をお決めいただき、本市のさらなる飛躍と発展に向け、新たなスタートを切っていただくこととなりました。議員各位にはこれまでの豊富な経験を生かされ、本市発展のため、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今年も残すところ後十日となり、寒さもいよいよ厳しくなっております。議員各位にはこれからの年末年始、多忙な日が続くと思存しますが、どうか健康には十分御留意をいただき、御家族おそろいで輝かしい平成二十六年の新春をお元気で迎えくださるよう心から御祈念申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございます。

○議長（益田吉博）これをもちまして、平成二十五年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午後四時二十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 益田吉博

臨時議長 大谷龍雄

署名議員 養田全康

署名議員 平岡清司

署名議員 牧野雅一